

Q. 帳簿等の資料のコピーが欲しいと言われたらどのように対処すればよいのですか？

税務調査関係の法律が大きく改正になったため、今年から行われる税務調査がかなり変わりましたので、改正前と改正後（平成25年1月以降）を対比させて説明しましょう。

税務調査に関する法律において、改正前はこのような規定があります。（国税調査官は）「帳簿書類その他の物件を検査することができる。」つまり、税務調査において、調査官は帳簿書類などを検査（見てチェック）することができるよ、という規定です。

これが改正後はこのように変わりました。（国税調査官は）「帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。」

微妙に法律の文言が変わっただけなのですが、法律の文言をいちいち変えるぐらいですから、そこには意味があります。

改正前の法律を厳格に解釈すると、「調査官は、帳簿書類などをチェックできるだけ」なのですが、改正後は「ただチェックするだけではなく、必要があるのであれば、コピーなどの写しをもらっていくことまでできる」ようになったということです。

以前の税務調査から、調査官からコピーが必要だと言われれば、会社の方でコピーを撮ってあげて、それを調査官に渡していたのですが、実はこれは法律上の解釈では成り立たない行為でした。つまり、調査官から「コピーを欲しい」と言われても、「いやいや、その場で見teチェックしていけばいいではないですか!？」と言えば、調査官も「仕方ないですね」と言わざるを得なかったわけです（実際には感じが悪いので、そのような対応をしないわけですが）。

これが法律の改正によって、会社などその場でのチェックだけではなく、調査官も堂々と「持って帰りますので、提示だけではなく提出してください」と言えるようになったわけです。これはもちろん、コピーだけの話ではなく、必要なのであれば帳簿そのものや、請求書・領収書などの原本・現物も含めたものです。

社長の知らないところで法律は改正にされ、それによって税務調査のやり方も変わっているわけです。この改正によって、調査官の権限レベルが上がったといえるでしょう。

（平成25年11月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）